

平成21年度 沖縄市小口資金融資制度のご案内

沖縄市小口資金融資制度について

沖縄市小口資金融資制度は、沖縄市が融資制度の資金を市が指定する金融機関に預託し、金融機関は、預託額の数倍の融資枠を設定し、中小企業者及び小規模企業者の資金需要に応えます。

また、担保力・信用力の不足がちな中小企業者及び小規模企業者の債務保証については、保証協会がその債務を保証し、融資が円滑に行われるよう支援致します。

以上のように、この制度は、沖縄市、沖縄県信用保証協会及び金融機関との三者相互協力によって、市内で事業を営む中小企業者及び小規模企業者の資金需用に対処し、事業の振興を図る目的で設けられた融資制度です。

1. 融資内容

融資の種類	融資の対象	融資限度額	資金使途	融資期間	担保	連帯保証人	償還方法	融資利率(固定)	保証料率
一般小口資金融資	中小企業者 (個人企業 及び 法人企業)	700万円	運転資金 設備資金 運転設備資金 転業資金	84月以内 (据置期間6ヵ月 以内を含む)	不要	必要に応じて求める。 (法人の場合、代表者を連帯保証人として求める。)	月賦償還	2.65%	無担保 0.45%~1.45% 有担保 0.35%~1.35%
特別小口資金融資	小規模企業者 (個人企業のみ)	700万円	運転資金 設備資金 運転設備資金	84月以内 (据置期間6ヵ月 以内を含む)	不要	不要			2.45%

※一般小口資金融資の保証料率は上記保証料率の範囲内で、保証協会が決定します。(割引の適用あり)

※一般小口資金融資、特別小口資金融資の併用はできません。(1事業所1種類の融資)

※年度途中で利率が改定されることがあります。

※運転資金・・・商品の仕入、原材料の購入資金等。

設備資金・・・店舗及び工場の新増築・改築、機械・車両等の購入資金等。

転業資金・・・業種を転換する場合の商品仕入や設備資金等。

2. 申込先及び申込期間

申込先：沖縄市役所 経済文化部 商工振興課（本庁2階）

電話：(098)939-1212（内線3226）

申込期間：平成21年4月8日～平成22年3月末日迄（但し、融資枠に達しだい締め切る）

3. ご利用できる方

(1) 一般要件(市小口資金を申し込む場合の必要条件)

- ① 市内に前年度の1月1日までに住民基本台帳に記録され、引き続き居住しているもの。
ただし、法人企業及び法人の代表者については市外でもよい。
- ② 市内に事業所を有し、継続して1年以上同一事業を営んでいるもの。
- ③ 下記のいずれかに該当する会社又は個人であること
 - イ) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5,000万円以下、卸売業を主たる事業とする事業者については1億円以下の会社)
 - ロ) 常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人(小売業を主たる事業とする事業者については50人以下、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人以下の会社及び個人)
※経営者、役員、家族従業員(生計を一つにしている家族)を除く。
※常勤のパート・アルバイトは従業員に含まれる。
- ④ 市税の滞納がないもの。
- ⑤ 許可、認可、届出等を必要とする業種に該当する場合の事業者は、許可、認可を受け、又は届出を行ったもの。
- ⑥ 適切な事業計画を有し、償還見込みが確実なもの。
- ⑦ 保証協会の保証対象業種であるもの。(資料参照)

(2) 特別要件(特別小口資金「無担保・無保証人制度」を申し込む場合の必要条件)

特別小口資金融資は、保証協会が実施する特別小口保証(無担保・無保証人)の適用をうける融資で、上記の一般要件を満たしていることが前提。さらに、次の条件に該当していること。

- ① 常時雇用する従業員の数が商業・サービス業の場合は5人以下、製造業・建設業・工業等の場合は20人以下の個人企業であること。
※経営者、役員、家族従業員(生計を一つにしている家族)を除く。
※常勤のパート・アルバイトは従業員に含まれる。
- ② 信用保証協会において、特別小口保証以外の保証を受けていないもの。
- ③ 源泉所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある県民税もしくは市町村民税のいずれかに
ついて、保証協会の保証委託申込みの日以前の1年間に納期がきている税額を完納しているもの。

※ 借換の対象は、元金の2分の1以上を償還していることが必要。

4. 保証人について

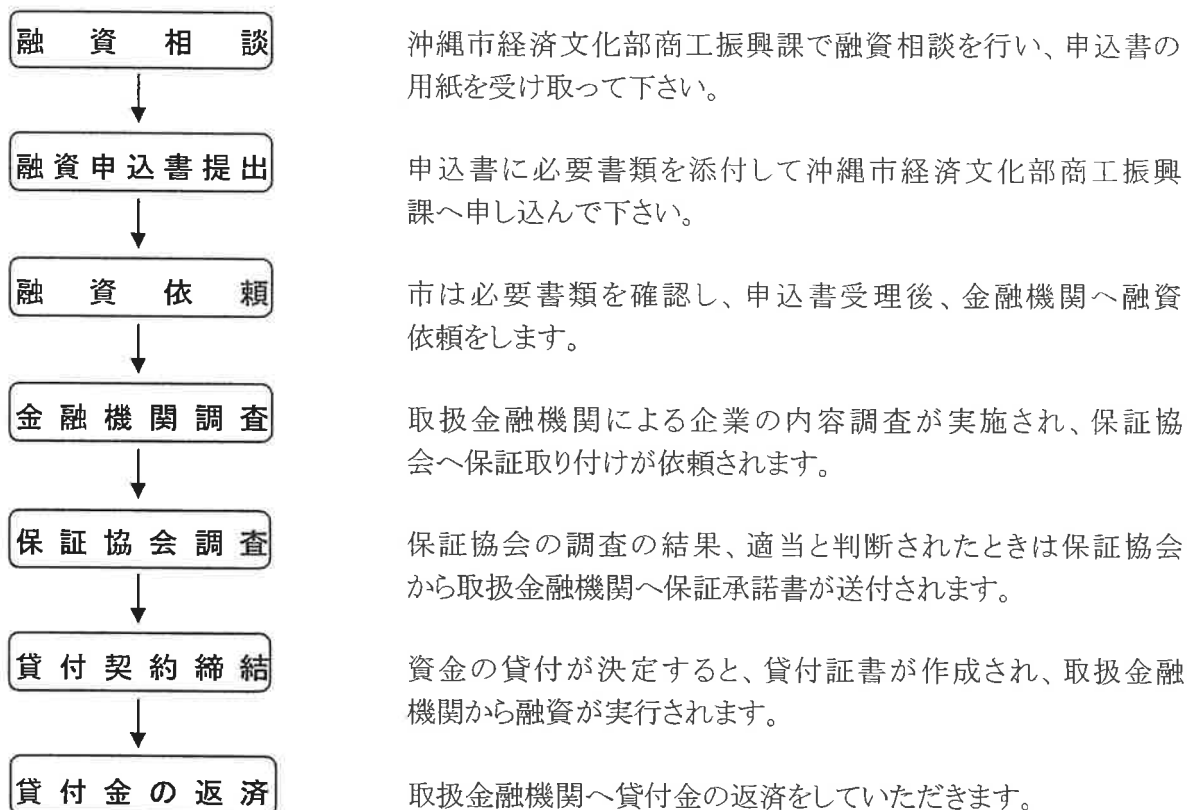
(1) 一般小口資金融資

- ① 個人企業の場合、原則として必要ありませんが、必要に応じて求められる場合があります。
- ② 法人の場合、代表者を連帯保証人として求める。
※調査の段階で、保証人の請求・追加・変更等が生じる場合があります。

(2) 特別小口資金融資

保証協会の特別小口保証制度を運用致しますので、**無担保・無保証人**ですが、**同協会の保証を得られるもの**が対象となります。

5. 融資の手順



※取扱金融機関は、**琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫**の市内本店又は各支店です。また、申込から融資の実行まで1, 2ヶ月程かかりますので、計画的に申し込んで下さい。

※行政書士等の資格がなくて、あっせんするなどと言って手数料、謝礼金等を要求するものがあるようですので注意して下さい。

6. 沖縄県信用保証協会について

沖縄県信用保証協会とは、物的担保力、信用力の弱い中小企業者が国、県や市町村の制度資金を利用したり、あるいは金融機関から資金を借入する場合に、保証協会が中小企業者の保証人となって、融資が円滑に行われるように設けられた中小企業者のための唯一の公的信用保証機関です。

保証の申込は保証協会又は金融機関のどちらでもできますが、保証協会自体は資金の貸付は行っていません。保証取付後、万一何らかの事故で中小企業者が返済不能に陥った場合、保証協会が中小企業者に代わって代位弁済します。その後の中小企業者の債務は経営の立ち直りを図りつつ、保証協会に返済してもらいます。

※保証対象業種については、中小企業のほとんどが利用できますが、資料に掲げた業種は保証取付けできません。

7. 申込書類(書類は全て1通ずつ。また、各証明書は、全て原本。)

個人企業 (申込者分)		法人企業 (申込者分)	
<p>①書類への押印及び訂正は、全て「実印」で行って下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 沖縄市小口資金融資申込書</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 市税の納税証明書 ★本庁納税課 ※市県民税・固定資産税・軽自動車税等</p> <p>【特別小口貸付の方のみ】 ※下記(イ)～(ハ)のいずれかの証明書</p> <p><input type="checkbox"/> (イ) 所得税納税証明書「その1」 ★税務署 ※源泉所得税以外の所得税が課税され完納していること</p> <p><input type="checkbox"/> (ロ) 事業税納税証明書(納税額が分かるもの)★コザ県税事務所 ※事業税が課税され完納していること</p> <p><input type="checkbox"/> (ハ) 市町村県民税の課税証明書 ★本庁資産税課 ※所得割のある県民税もしくは市町村民税が課税され完納していること</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 確定申告書の写し(最近2年間分) ※受付印のあるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 資産評価証明書 ★本庁資産税課 ※資産のある方のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 住民票謄本 ★本庁市民課</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 印鑑証明書 ★本庁市民課</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 営業許可証の写し ※許認可業種のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 見積書 ※設備関係資金申込者のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 旧債償還明細書の写し ※借換の方のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 個人情報の提供に関する同意書</p>		<p>①書類への押印及び訂正は、全て「法人印(実印)」で行って下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 沖縄市小口資金融資申込書</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 決算書の写し(最近2年間分) ※税務署の受付印のあるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 市税の納税証明書(法人) ★本庁納税課 ※法人市民税、固定資産税、軽自動車税等 ※最近の1年間を証明するもの</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 定款の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 商業登記簿謄本又は登記事項証明書 ★那覇地方法務局沖縄支局</p> <p><input type="checkbox"/> 6. 資産評価証明書(法人) ※資産がある方のみ ★本庁資産税課</p> <p><input type="checkbox"/> 7. 法人印鑑証明書 ★那覇地方法務局沖縄支局</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 営業許可証の写し ※許認可業種のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 9. 見積書 ※設備関係資金申込者のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 旧債償還明細書の写し ※借換の方のみ</p>	
		(連帯保証人分)	
<p>(連帯保証人分)</p> <p>①連帯保証人は原則として必要ありませんが、必要に応じて求める場合があります。連帯保証人が必要になった場合は、下記の書類が必要となります。</p> <p>②原則として県内在住の方。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 資産評価証明書 ※資産のある方のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 住民票抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 印鑑証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 個人情報の提供に関する同意書</p>		<p>①代表者を連帯保証人とする。</p> <p>②原則として県内在住の方。</p> <p><input type="checkbox"/> 1. 資産評価証明書 ※資産のある方のみ</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 住民票抄本</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 印鑑証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 個人情報の提供に関する同意書</p>	

【注意】 ※証明書の有効期間は、3カ月以内となっていますが、金融機関及び保証協会の書類審査に時間を要しますので、余裕をもって提出して下さい。
※調査の段階で、必要に応じて、別途書類の提出を求められることがあります。